**団体名【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】会則**

第 1条:本会は「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」と称す。

第 2条:本会の目的 (1)（ ）をはかる。

(2) 会員相互の（ ）をはかる。

第 3条:本会は会員からの活動希望に基づいて、(　　　　　　　 　)等を行う。

第 4条:本会の事務所は、（　　　　 　　　　　 )におく。

第 5条:本会は、 （　　　　　　　　　　　)に携わる者で本会の目的に 賛同する者は会員になるこができる。

第 6条: 会員は定められた会費を納入する。

第 7条:本会の代表者として「　　　　　　　　」1名をおき、会をまとめ発展の中心となる。

第 8条: 会長の補佐として「　　　　　　　　」(　　 )名をおき、「　　　　　　」とともに業務を執行する。

また、「　　　　　　」が業務を執行できないときには「 」が代行する。

第 9条:本会には目的を達成するために「会計」(　　 )名、「広報」(　　 )名をおく。

第 10条:「 　　　　　　　　　」は会全員によって推薦することを原則とし、総会で承認する。

第 11条: 「 　　　　　　　　　」「会計」「広報」は会員の意見をもとに会長が委託任命する。

第 12条: 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第 13条:本会に必要に応じて、「 」をおくことができる。

第 14条:年1回総会を開催し、「事業報告、会計報告、事業計画、予算案、役員の承認」等を行う。

必要があれば、役員を中心とした会議等は随時行う。

第 15条:本会への入会は随時受付けるものとする。

第 16条:本会の年度は4月1日より翌年の3月31 日までとする。

第 17 条: 本会の会則の改正は役員会の決議で改正できるが、総会に報告しなくてはならない。

付則 この会則は　　　　　年　　月　　日から施行する